

新潟市こども・若者自殺対策チーム事業実施要綱

(趣旨)

第1条 「こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月）」に基づき、こども・若者の自殺対策として、多職種の専門家により構成する「新潟市こども・若者自殺対策チーム（以下「対策チーム」という。）」を設置し、「新潟市こども・若者自殺対策チーム事業（以下「本事業」という。）」を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 本事業の対象は、原則として、以下に定める新潟市立学校等（以下「学校」という。）が対応する児童・生徒（以下「対象児童・生徒」という。）の事案とする。

(1) 学校

- ア 新潟市立の小中学校（全日制）、中等教育学校、高等学校、特別支援学校
- イ 新潟市内の国立大学附属小中学校
- ウ 新潟市内の私立中学校
- エ その他、市が必要と認めるアないしウに相当する学校

(2) 対象児童・生徒

- ア 自傷行為の経験がある者
- イ 自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性を否定できない者
- ウ 自殺未遂歴がある者
- エ その他、本事業による支援が必要と認められる者

(組織体制)

第3条 対策チームは専門的知識及び経験を有する者で、別表に掲げる分野の者をもって構成する。

2 対策チームにおける事務局は、新潟市保健衛生部こころの健康センターに置く。

(業務内容)

第4条 対策チームは、学校からの要請に基づき事案に対する支援策を検討し、学校に対して必要な助言や情報提供等を行う。

2 対策チームは、本事業の取り組みを効果的に推進するため、若年層自殺対策連携会議設置要綱に規定する連携会議に本事業の実施状況や課題等を報告し、意見を求める。

3 その他、必要な業務を行う。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和8年7月1日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

	区 分
1	医療
2	法律
3	福祉
4	心理
5	その他、市が必要と認める分野